

告 示

埼玉県選管告示第九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設から、次のとおり所在地の異動の届出があった。

令和四年一月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

旧	新	施設の開設主体及び名称	所 在 地
特別養護老人ホームトマト村	社会福祉法人有和		埼玉県本庄市早稲田の杜五丁目十四番八号
埼玉県本庄市大字北堀千九百三十九番地			